令和８年（フ）第１１６号
奈良県北葛城郡王寺町久度３丁目16番７－208号、前住所東京都墨田区石原３丁目２番６－302号　ＥＰガーデン両国
破産者　髙畑　亮祐
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第２５４２号
札幌市豊平区平岸３条４丁目２番１－307号
破産者　柏崎　智世
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４７９号
札幌市西区琴似１条７丁目３番35－201号
破産者　竹谷　忠幸
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６０７号
札幌市北区南あいの里６丁目16番12号
破産者　奇本　美和
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４２４号
盛岡市西下台町９－11　サンフレッシュ西下台307号、住民票上の住所岩手県北上市川岸三丁目18番13号　桜荘107号
破産者　菊池　　拓
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第５６号
栃木県栃木市西方町金井1796番地19
破産者　小林　清貴
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第７７１号
埼玉県三郷市早稲田３丁目23番地１号棟302号、旧住所東京都中野区東中野５丁目５番14号　ヴィラシャルコ　304
破産者　中迫茉里華
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第４２４号
埼玉県羽生市西１丁目４番３号
破産者　入江　志織（旧姓名和）
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１２８号
福井県あわら市温泉５－611－シンフォニー302（申立時の住所：埼玉県羽生市下新郷723番地１）、旧住所埼玉県草加市谷塚仲町414番地４　レオパレス南風307号室
破産者　藤田　国明
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３０６号
川崎市幸区北加瀬２丁目16番30号
破産者　川田　浩子（旧姓保田）
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３１９号
川崎市川崎区小田４丁目31番15号
破産者　安　　博美
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３３６号
川崎市幸区戸手２丁目10番７号　アイザック203
破産者　皆川　詩音
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３６９号
川崎市中原区木月４丁目16番42号　ＳＴＹＬＥ　Ｕ　201
破産者　加藤　智美
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８８号
新潟県五泉市東本町１丁目５番３号
破産者　西村　竜哉
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２１６７号
名古屋市中村区中島町３丁目39番地　穂高ハイツ801号
破産者　山内喜美子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０号
名古屋市守山区永森町323番地の２
破産者　髙木　基充
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０１号
名古屋市西区枇杷島４丁目16番７号　ディアローグ枇杷島３Ｄ号
破産者　渡邉　誠一
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７０５号
名古屋市中川区中島新町１丁目711番地　アペラシオン201号、受任通知書上の旧住所名古屋市中川区中島新町２丁目606－２　セントラルアイランド202
破産者　鈴木亜里沙
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部